

坂浜地区の住所変更に関する説明会 質疑応答

実施日：令和元年 5 月 30 日（木） 19 時～ 小田良土地区画整理組合事務所
5 月 31 日（金） 19 時～ 稲城老人会館
6 月 1 日（土） 10 時～ 稲城第二小学校体育館

◆町名に関する質問

【問】住所変更により「小田良」という地名はなくなるのでしょうか？

【答】「小田良」という地名は元々住所として使用されている名称ではなく、地域の方々に使用されている通称名です。住所が変更になった後もお使いいただけます。

【問】小田良という町名にすることはできないのか？

【答】「小田良〇丁目」がいいという意見も含めて、今後、地区市民検討会で検討していきたいと考えております。

【問】町名は多数決で決めるのでしょうか？

【答】町名の決め方についても、地区市民検討会で検討していきます。

【問】「大字」や「字」を理解していない人もいます。もう少し掘り下げて説明してもらえると現実味が増すのではないのでしょうか。

【答】「大字」や「字」は法務局が土地の地番を定める際に管理している区域の呼び方です。一般的な住所等に用いることはありませんが、登記簿には記載されています。大字とは、坂浜のような町名、字とは、その中を任意に分けている区域のことで、坂浜では字 1 号や字 1 7 号等の数字表記がされています。

【問】坂浜〇丁目とする場合、どこが一丁目になるのか。

【答】稲城市住所整理実施要領の中で、市役所を基点に近い地域から、一丁目、二丁目・・・とすると定められております。

【問】町名は坂浜〇丁目で決まりなのか。

【答】稲城市住所整理基本方針では、町名は現行の大字名に「〇丁目」を付けたものとしています。住所整理は、住所を分かりやすくすることが目的ですので、慣れ親しんだ町名が適していると考えています。

◆町区域の設定に関する質問

【問】町（一丁目、二丁目など）の境界はどこにする予定ですか？

【答】町の境界を鶴川街道で区切るのか、京王線で区切るのか等いろいろなパターンを地区市民検討会で検討していきたいと思っております。

◆住所変更手続きに関する質問

【問】住所変更手続きで住民票等が必要な場合にお金がかかるのでしょうか。

【答】市から「住所変更通知書」を送付いたします。そちらを使用して住所変更手続きを行っていただければ、手数料はかかりません。通知書が不足した場合の再発行等も無料です。

【問】運転免許証、住民票、マイナンバーなど、変更手続きは市役所で一括して出来ないのか？

【答】住民票、戸籍などの市で所管しているものについては市で一括して変更いたします。国民健康保険や医療証なども新しい住所に書換えたものを送付いたします。市が所管していない運転免許証や銀行口座に関しては、お手数ですが個々に手続きをお願いします。

【問】郵便物に関しては、郵便局に届出する必要があるか。

【答】市と郵便局で調整し、1～2年程度は自動的に転送されます。その間に住所の変更手続きを行うようお願いいたします。

【問】運転免許証は警察書で手続きをするのか。

【答】運転免許証は警察署か運転免許試験場でお願いします。

【問】登記に関しては具体的にどの様な手続きが必要ですか？個人でも出来るのでしょうか？

【答】登記簿の表題部に関しては登記所が自動的に変更しますが、所有権や抵当権等の欄に記載されている個人の住所については、個々に手続きをお願いします。手続きは個人で出来ます。所管は法務局の東京法務局府中支局になります。郵送での手続きも可能です。

◆事業の進め方に関する質問

【問】地域の賛成を得られなければ住所整理を行わない町も発生すると思いますが、坂浜一丁目～八丁目はあるけれど、四丁目として想定される区域だけ住所整理されないという事もありえるのでしょうか？

【答】結論から言えば、ありえます。ただ、住所整理としては著しく効果が落ちてしまいますので、そうならないように検討が必要です。

【問】令和3年3月を目処に小田良地区周辺の住所整理を進めるという事ですが、例えばそこに合わせて会社の印刷物などの変更を行い、その後にやはり中止という事が起きるのでしょうか。

【答】実施が決まった地区について、中止になることはありません。また、住所整理の作業には1年近くかかるので、その間の進捗状況はお知らせしていきます。

【問】実施時期は令和3年3月で確定なのか。

【答】土地区画整理事業に併せて進めていく為、土地区画整理事業が遅れた場合はその分遅れる可能性はあります。具体的に決まってきたら新しい住所もお知らせ出来ると思います。

特に、事業所などは印刷などの準備があるのでなるべく早めにお知らせしたいと思っております。

【問】小田良地区以外の坂浜に関しては、いつ住所整理されるのか。

【答】小田良地区を含めた坂浜全域を一度に行う事は難しいので、これから地区市民検討会で、実施時期等の検討を進めていきたいと思っております。

【問】稲城市全体の住所整理はどのくらいの期間がかかりますか？

【答】平尾四丁目の完了まで約2年かかりましたので、市内全てを行うと大変長期間になると思います。

【問】稲城市住所整理基本方針の(4)に「合意が形成されない場合には、実施を見送ります」とありますが、この「合意」とは、住民投票なのか？地区市民検討会の中で決めるのか？審議会なのか？どのように決められるのでしょうか？

【答】「合意を得る」というよりは、基本的には「反対」がなければ進めていく方針です。反対意見が多数寄せられるようなら、アンケート等による意向確認も検討します。

◆その他の質問

【問】メリットに郵便物等の誤配、緊急車両の件等があげられているが、今の時代は携帯電話の機能や、GPS もあるから住所を整理する事が本当にメリットと言えるのでしょうか？更にデメリットに関しては、個々に行う変更手続きは大変な作業になると思いますが、果たしてメリットが勝るのでしょうか？

【参加者からの意見】家の周辺は、同じ住所が何軒もあり、注文していない配達がいつも来て困っている、ナビだけでは必ずしも住所を特定することはできない。

【答】確かに現在は携帯電話等を使用すればすぐに地図が出てきますが、郵便局や警察等からも住所をわかりやすくして欲しいという要望をいただいております。

また、高齢者などの災害弱者を登録する制度では、住所が整理されていれば、災害時等に安否確認が容易になり、最大のメリットとなるのではないかと考えております。

デメリットに関しては、手続きに大変お手数をお掛けしてしまいますが、できる限り負担が軽減されるように調整しております。

【問】住所整理をするとご近所付き合いが変わってくるかと心配です。

【答】住所を整理するだけなので、これまでのお付き合いに影響がでることはないと思います。